

## 介護福祉士修学資金に係る法人による連帯保証の取扱い

### 1 法人による連帯保証

個人の連帯保証人を立てることが困難な外国人の場合で、一定の要件を満たすときに限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

### 2 法人による連帯保証の要件

次に掲げる全ての要件に該当する場合に限り、法人による連帯保証を認めるものとする。

(1) 保証能力を有する法人であること

直近2年分の決算書において、連帯保証額の総額を上回る預貯金等を有していること

(2) 連帯保証人になることについて、当該法人内で承認されていること

#### \*留意事項

- ① 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人が介護等業務に所定の期間従事して返還免除となるまでの間、継続的に貸付申請者の状況を把握し、支援できる関係にあること
- ② 連帯保証人となる法人は、貸付申請者又は借受人が退学・卒業・退職等の場合においても、連帯保証人としての責務を負うものとする。
- ③ 貸付申請者又は借受人は、連帯保証人を変更しようとするときは、速やかに静岡県社会福祉協議会に申し出るとともに、その承認を受けること。

### 3 申請時期及び申請方法

貸付申請者は、各年度において静岡県社会福祉協議会が指定する期日までに、介護福祉士養成施設（大学、短大、専門学校）又は実務者養成施設を經由して申請するものとする。

#### 4 申請書類

必要書類	留意事項等
介護福祉士修学資金等貸付申請書 (法人保証用)	—
介護福祉士養成施設の長の推薦書	—
住民票	「国籍・地域」「中長期在留者・特別永住者等の区分」「在留カード等の番号」「在留資格」「在留期間等の満了日」の記載のあるもの
法人の履歴事項全部証明書	発行後3か月以内
直近2年分の決算書の写し(総括表のみ) 貸借対照表、事業活動収支計算書	代表者が原本証明したもの 連帯保証額を担保する預貯金、積立金 部分に印を付す
法人が連帯保証人となることについて 決定されたことが確認できる理事会又 は取締役会等の議事録の写し	代表者が原本証明したもの